

京都市訓令甲第 13 号

交 通 局

上 下 水 道 局

京都市交通局長，上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第2条第2項を削り，同条第3項を同条第2項とする。

第3条の見出しを「(専決事項)」に改め，同条中「共通専決事項は，別表第1」を「専決事項は，別表」に改める。

第4条を削り，第5条を第4条とし，第6条を第5条とする。

別表第2を削り，別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は，平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前から引き続く事務のうち市長が定めるものの処理については，なお従前の例による。